利用にあたって

〔〕調査の概要

1 水産業をめぐる動き

我が国水産業は、漁業環境の悪化等を背景として、周辺水域の水産資源が全体として依然、低い水準にとどまっているとともに、漁業就業者の減少・高齢化など生産構造の脆弱化が進むなど厳しい状況に直面している。

一方、世界の水産物需要は、健康志向等の高まりを背景に増加を続けており、海外からの輸入に大きく依存する我が国としては、世界的な資源管理とともに、我が 国水産資源の維持・管理の重要性が増大してきている。

また、水産業・漁村は豊かな自然環境や交流の場の提供などの多面的機能を有しており、これらに対する国民の期待も高まってきている。

沖縄県の水産業は、周辺海域のサンゴ礁漁場やソネ(海底岩礁)漁場に恵まれ、 さらに、黒潮の影響により回遊魚の好漁場も形成されている。

しかし近年、水産資源の減少や開発に伴う漁場の喪失や赤土流入等による漁場汚染や輸入水産物の増加による魚価の低迷、海洋性レクリエーションの定着に伴う海面利用における競合等の課題を抱えている。

そのため県では、「持続的な水産業の振興」や「多面的機能を活かした漁村の振興」を図るため、「沖縄県農林水産業振興計画」に基づき、魚礁や増養殖場等の漁場を整備し、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を推進するとともに、流通加工体制等の強化に取り組んでいる。

2 漁業センサスの役割とねらい

漁業センサスの基本的な役割は、 漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景の 実態と変化を明らかにする、 漁業に関する小地域統計を作成し、地域における統 計利用を促進する、 各種水産統計調査を効率的に実施するための母集団を整備す るの以上である。

2008年漁業センサスにおいては、上記で示した目的を的確かつ効率的に果たすことを基本としながら、新たな水産行政に的確に対応するため 資源管理及び漁業経営体の動向把握に関する調査内容を拡充し、その実態を明らかにする、 漁業生産の基盤となる漁業地域の実態を総合的に明らかにする、 水産物の生産から流通・加工に至るまでの実態を体系的に明らかにする等の視点から調査を実施した。

なお、本調査は統計法に基づく指定統計で、農林水産省からの委託事業であり、 調査結果は別途農林水産省から刊行されるが、本報告書は沖縄県の調査結果につい てまとめたものである。

3 漁業センサスの沿革

漁業センサスは、1949年(昭和24年)に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごとに実施し、通算すると2008年漁業センサスは13回目に当たるが、1958年(昭和33年)は調査対象を海面における漁業経営体と漁業協同組合に限定した「沿岸漁業臨時調査」として実施したことから、漁業センサスとしては今回が第12回目となる。

沖縄県においては、本土復帰直後の1973年(昭和48年)に実施した第5次漁業センサスが第1回目に当たり、今回の2008年漁業センサスが第8回目となる。

4 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号) 漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)

5 調査の体系

訓	周 査 の 種 類	調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面漁	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する漁業 経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	平成 20 年 11 月 1 日 現 在	
業調	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業 管理組織		"	
查	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		11	自計申告調査 (面接調査も可
内水面漁	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省	"	能)
業調査	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	統計・情報センター 調査員	11	
流通加	魚 市 場 調 査	水産物の市場		11	自計申告調査ま たはオンライン 調査
工調査	冷凍・冷蔵、水産加工場 調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工 場の事業所		"	

〔〕主な用語の説明

1 漁業

水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 海面漁業

海面において営む漁業をいう。

3 過去1年間

平成19年11月1日~平成20年10月31日の期間

4 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。(海面漁業調査のうち都道府県で行うのは「漁業経営体調査」のみである。)

5 漁業種類

(1) 主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業 種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

(2) 営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

6 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船の他に付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに 用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等)は除く。

7 動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船のことをいう。

8 船外機付漁船

無動力漁船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいう。

9 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

(1)個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

(2)団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同 経営に区分している。

ア 会社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社(会社名を有限会社としているものを含む。)は株式会社として会社に含む。

イ 漁業協同組合

水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

ウ 漁業生産組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

工 協同経営

二人以上(法人を含む)が、漁船・漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営 を共同で行ったものをいう。

オ その他

上記以外のもの

10 経営体の専兼業分類

ア専業

個人経営体で、満15歳以上の世帯の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。

イ 第一種兼業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がおり、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

ウ 第二種兼業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がおり、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回ったものをいう。

11 基幹的漁業者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

〔〕利用上の注意

1 数値及び記号の表示

(1) 数值

動力船トン数はラウンドしてあるので、総数とその内訳を合計したものが一致 しない場合がある。

また、解説の説明文中の各表の増減数、増減率、構成比は表中により算出して 表示しているため、表上の数値単位が統計表と異なっている場合、統計表から算 出したものとわずかな差がある場合もある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」又は「0.0」は表章単位上に満たないもの

- 「 」は事実のないもの
- 「 」は負数又は減少したもの
- 「×」は秘密保護上数値を公表しないもの

2 その他

- (1) 海面漁業調査のうちの漁業管理組織調査・海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び 流通加工調査は地方農政局(沖縄県においては沖縄総合事務局農林水産部)で調査を 実施したため、本報告書には収録していない。
- (2) 本報告書の統計表は、2008年漁業センサス海面漁業調査の集計結果表から一部 抜粋して収録したものである。
- (3) 本報告書に収録されていない統計表は別途県において保管し、利用者に供することとしている。

この報告書についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

沖縄県企画部統計課 消費農林統計班 TEL 098-866-2050 FAX 098-866-2056